

## 2つのオススメ助成金！今年度創設

### ① 女性活躍推進法にさきがけて、できたてホヤホヤ

## 取組を実施したら30万円の申請、 数値目標達成でさらに30万円！

1億総活躍の前に、今やるなら「女性活躍加速化助成金」が断然お得です。2016（平成28）年4月1日施行の女性活躍推進法。301人以上の企業には、行動計画の策定、周知、公表が義務付けられました。300人以下なので、関係ないと思ったら、損します。

女性活躍を進めたい安倍政権だからこそ、生まれた助成金です。中小企業が女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、取り組んだだけで30万円支給申請が可能という、またとない内容です。数値目標を達成したら、さらに30万円の支給申請が可能になります。

### ② 従業員を1人でも雇ってれば…研修不要

## 企業内で人材育成に取り組んで、 最大250万円の助成金の可能性！

継続して人材育成に取り組む事業主に朗報です。今年度から創設された「企業内人材育成推進助成金」は、研修費用の一部を助成する経費助成とはまったく違った画期的な助成金です。中小企業、個人事業主なら、企業内で職業訓練や職業能力評価制度を導入して従業員に実施したり、従業員が目的意識を持って仕事に取り組む意識を高めるキャリアコンサルティングを実施したり、技能検定に合格した合格者に報奨金を出す制度をつくって支給した場合、最大250万円の助成金の可能性があります。

## 12月1日からストレスチェックが義務化されました。

メンタルヘルス対策に取り組む理由は、コンプライアンス、リスク管理、生産性の維持向上の3つです。従業員数50人未満は努力義務ですが、ストレスチェック導入は、「元気な会社になりたい」「風通しのいい企業風土になりたい」という願いに役立ちます。制度導入から実施、改善活動までサポートします。

→やる気と能力を引き出す労務管理の社労士・山本弘之へご相談を

# 助成金ご相談・問い合わせ票

※こちらの申し込みだけでは、一切料金は発生しませんので、ご安心ください。

## ① 女性活躍加速化助成金

**取組を実施したら30万円の申請、  
数値目標達成でさらに30万円！**

## ② 企業内人材育成推進助成金

**企業内で人材育成に取り組んで、  
最大250万円の助成金の可能性！**

-----<ご相談・問い合わせ票>-----

**ファクス：092-791-1207**

下記に記入して、そのままファクスくだされば、こちらからご連絡いたします。

相談希望 ①女性活躍加速化助成金 ②企業内人材育成推進助成金

(ご相談希望の助成金に丸を付けてください)

御社名	
ご担当者名	
ご住所	
電 話	
ファクス	
メールアドレス	

※社労士山本弘之直通専用ファクスです。国家資格の社労士には、守秘義務がありますので、  
情報を厳重に管理し社労士以外が見ることはありません。

山本社会保険労務士事務所 IB オフィス

〒810-0802 福岡市博多区中洲中島町 2-3 福岡フジランドビル 8F (データ・マックス内)

電話 092-712-2772、ファクス 092-791-1207